

内閣参質一一三第五号

昭和六十三年九月二日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出日航機事故犠牲者の補償に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出日航機事故犠牲者の補償に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和六十三年七月二十一日付け質問第一号「日航機事故犠牲者の補償に関する質問主意書」に対する答弁書については、質問事項が本件事故による死亡者に関する補償交渉の進ちよく状況に関する事実関係のほか、遺族の生活の維持に関する日本航空株式会社の対応及び本件事故に係る同社の責任についての時効制度の適用に関する法律問題に係るものであるので、政府としては、これらの問題に対して正確に答弁するため、当該補償交渉の進ちよく状況に関する事実関係のみならず、仮払金の支払等同社が遺族の生活に重大な支障を生ずることのないよう講じている措置について調査を行うとともに、本件事故に係る時効制度の具体的な適用に係る法律的な取扱いにつき関係する学説・判例の検討等を慎重に行い、関係省庁間の協議を行った上

で、同年八月二十三日の閣議決定を経て当該答弁書を提出したものである。